

令和５年度「オオタカモデル森林施業検討委員会」に係る委託事業仕様書

第１ 事業名

令和５年度「オオタカモデル森林施業検討委員会」に係る委託事業

第２ 目的

第６次地域管理経営計画書（西毛森林計画区）別冊「オオタカモデル森林管理経営計画書」の「４ 森林施業検討委員会の設置」において、「森林施業の実施に当たっては、専門家、有識者からなる「オオタカモデル森林施業検討委員会」を群馬森林管理署に置き、森林整備の方針など具体的な森林施業方法等について意見を聴き、順応的管理を行う。」とされている。

このため、本事業は、群馬県安中市に所在する群馬森林管理署管内のオオタカモデル森林（別紙１参照）について、オオタカ等猛禽類の生息環境としての森林の現況を把握するとともに、過去１５年間の森林の変化とオオタカ等猛禽類の生息環境の関係を評価する。

あわせて、本事業は、その結果に基づく専門家、有識者の意見を聴取する「オオタカモデル森林施業検討委員会」を運営する。

もって、第７次地域管理経営（西毛森林計画区）別冊「オオタカモデル森林管理経営計画書」に係る群馬森林管理署長意見書の作成に資することによって、オオタカモデル森林において木材の持続的な生産を図りつつ、オオタカの生息環境の維持・向上を図ることを目的とする。

第３ 業務の内容及び実施方法

以下の１及び２の業務を実施するものとする。

１ 委員会の設置・運営等

（１）委員会の設置・運営

受託者は、専門家からの意見聴取のため、オオタカモデル森林施業検討委員会（以下「委員会」という。）を別紙２「オオタカモデル森林施業検討委員会設置要領」に基づき設置する。

また、委員会の運営に当たっては、別紙３「オオタカモデル森林施業検討委員会運営要領」に基づき実施することとし、詳細については、監督職員の指示に従うものとする。

（２）委員会の開催に関する事務的業務

受託者は、委員会の事務局を務める。事務局は、以下に記す委員会の開催事務を行う。

ア 委員会開催に関する日程調整、委員との連絡、開催の通知、委員会運営、資料作成、及び議事概要・議事録作成等の事務的業務を行うものとする。

イ 委員会は１回開催（１１月上旬）を予定するものとする。

ウ 委員会の開催にあたっては、あらかじめ本委託事業の報告書（案）を作成し、

当該報告書（案）をもとに委員会資料を作成する。そのため、報告書（案）及び委員会資料の作成にあたっては、監督職員と十分打ち合わせを行うものとする。

なお、事案の発生によっては臨時の委員会を開催する場合もある。

エ 委員会の開催地は、前橋市（群馬森林管理署）を基本とするが、委員の都合等を考慮し前橋市以外での開催も可能とするものとする。

(3) 委員会開催費用等

ア 委員会の開催・運営に係る費用及び委員の旅費・謝金に係る費用は受託者が負担するものとする。なお、会場は群馬森林管理署及び関東森林管理局が管理する施設を使用することを想定しており、会場使用料は見込んでいない。なお、臨時開催についての旅費・謝金については別途協議することとする。

イ 委員会を円滑に実施するため、監督職員と十分打合せを行うものとする。

2 オオタカモデル森林におけるモニタリング調査

（オオタカ：環境省 準絶滅危惧種、群馬県 準絶滅危惧種）

群馬県安中市に所在する群馬森林管理署管内のオオタカモデル森林（別紙 1 参照）について、オオタカ等猛禽類の生息環境としての森林の現況を把握するとともに、過去 15 年間の森林の変化とオオタカ等猛禽類の生息環境の関係を評価することを目的として、次の各号の調査等を実施する。

なお、調査方法については、「平成 22 年度オオタカモデル森林における調査研究報告書」に記載されている事項と調査方法を基本とする。

調査の実施にあたっては、これまでのデータと比較検討し、生物多様性の向上の評価を行うため、調査趣旨と以下に記す過年度の報告書の記載内容、成果を踏まえて実施するものとする。

- ・ 「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に関する検討委員会」委託事業報告書別冊「オオタカモデル森林におけるモニタリング調査報告書」
- ・ オオタカモデル森林における調査研究報告書
- ・ オオタカモデル森林管理経営計画に係る猛禽類モニタリング調査報告書

また、調査にあたっては、必要に応じ現地等へ委員の同行を伴い見解を仰ぐとともに、委員会の助言を得て実施することとし、具体的な調査方法等は、監督職員と協議の上実施するものとする。

(1) オオタカ等猛禽類の生息及び繁殖状況等調査

オオタカを中心に、令和 5 年 5 月から令和 5 年 10 月の各月に 1 日以上、生息及び繁殖状況等のモニタリングを実施し、過年度調査結果も活用して、営巣木や採餌場所を特定する。

なお、観察個体の見た目や動きの特徴等の個体識別情報や、調査定点についてはその位置、アクセスルート、使用時期及び特徴等も記録する。

なお、第 4 の 1 の報告書とは別に、本調査については、別添 2 「オオタカ等猛禽類の生息・繁殖状況に係るモニタリング調査実施報告書」を原則として毎月発注者に提出するものとする。

(2) 鳥類相調査及び森林構造調査

ア 鳥類相調査

林分の成長や施業によりオオタカの主要な獲物としての鳥類相がどのように変化するかモニタリング調査を行う。

既設鳥類相調査地点のうち、地形や植生タイプの異なる4箇所を抽出し、一般鳥類のポイントセンサスを、繁殖期（令和5年6月）と非繁殖期（令和5年10月）に行う（各時期1日以上）。なお、調査時は録音を行い、種の特定制を行う。

調査方法については、平成22年度より実施されているオオタカモデル森林における鳥類ポイントセンサス法に準拠して実施する。

調査の詳細は別紙4のとおりである。

イ 森林構造調査

抽出した鳥類相調査地点について、森林構造調査を行う。調査にあたっては、各階層の高さ、優占種、植被率、構成種の被度及び群度を調査することとする。

調査の詳細は別紙4のとおり。

鳥類相及び森林構造を同時に把握することにより、調査地点の林相とオオタカの餌資源の現況を明らかにする。

(3) 更新状況調査

平成21年度に皆伐したオオタカモデル森林の175林班内に設置した7箇所のプロット（別紙5の位置図を参照）において、種数、種ごとの被度、小高木を含む高木性木本類の本数及び樹高の更新状況調査を行う。なお、プロットごとに1回の調査を実施するものとする。（延4人工以上）

(4) 調査結果の取りまとめ及び評価

上記（1）から（3）により収集したデータを写真や図等により整理し、オオタカ等猛禽類の生息環境としての森林について、現況をまとめる。

また、上記（1）から（3）により収集したデータ及び過年度（平成22～令和4年度）のデータをすべて用い、各調査項目ごとに一連のデータすべてを並べ、一覧表等で整理し、評価・考察した上で、すべての調査項目の結果を活用することにより、15年間の森林環境の変化とオオタカ等猛禽類の生息・繁殖成績の関係についてまとめ、これまでの森林管理のあり方を評価する。

第4 成果品の提出

1 報告書のとりまとめ

報告書は、作業内容、調査結果、委員会議事録（議事概要等を含む）及び委員会資料等をとりまとめるものとする。

また、報告書の内容を要約した概要を作成する。

なお、報告書とは別に、第3の2の(1)オオタカ等猛禽類の生息及び繁殖状況調査については、別添2「オオタカ等猛禽類の生息・繁殖状況に係るモニタリング調査実施報告書」を原則として毎月発注者に提出するものとする。

2 報告書の作成部数等

報告書は4部作成する。製本はフラットファイルに綴るなど簡易なもので構わない

こととする。

また、DVD-R等に入力した電子媒体3セットを作成するものとし、報告書及び報告書概要を作成したソフト版とPDF版の両方を収録するとともに、事業の結果得られた各種データ（各種調査野帳、現地調査における各種画像データ、GPSデータ等）について、報告書への使用の有無にかかわらず収録するものとする。なお、報告書を作成するソフトのファイル形式は、監督職員の指示によるものとする。

3 報告書の納入期限及び納入場所等

納入期限：令和5年12月8日（金）

納入場所：群馬森林管理署

なお、受託者は、本事業が完了したときは、作成した報告書を委託事業実績報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

4 部分引渡

受託者は、監督職員の指示する場合は、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

第5 委託期間

委託契約日から令和5年12月8日（金）までとする。

第6 監督職員及び管理技術者

1 監督職員

(1) 監督職員は、契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(2) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭による指示等を行うこともあるので、受託者はその口頭による指示等に従うものとする。その場合、受託者はその内容を書面に記載しておくとともに、後日その書面に記載した内容を監督職員が確認するものとする。

2 管理技術者

(1) 受託者は、事業の技術上の管理を行う管理技術者を定めるものとする。

(2) 管理技術者は、仕様書等に基づき事業の管理及び統轄を行うものとし、適正に事業を実施しなければならない。

第7 工程表

1 受託者は、契約締結後に工程表を作成し、監督職員に提出するものとする。

2 工程表は、受託者が任意に定める様式とする。ただし、監督職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受託者は、工程表の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更工程表を提出しなければならない。

第8 事業区域

- 1 受託者は、本事業で作業や調査を実施する区域等の保全に努めるものとし、測量標、基準標、用地境界杭等については、位置及び高さが変動しないように適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督職員に協議しなければならない。
- 2 受託者は、調査又は作業が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。

第9 関係官公庁等への手続き等

- 1 受託者は、本事業の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁その他関係機関への手続きの際に協力しなければならない。
- 2 受託者は、本事業を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行わなければならない。
- 3 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議しなければならない。

第10 関係法令及び条例の遵守

受託者は、本委託事業の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第11 安全等の確保

- 1 受託者は、本委託事業の実施に際しては、本事業関係者のみならず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 調査地又はその周辺において別途調査又は工事等が行われる場合は、相互協調して事業を遂行しなければならない。
 - (3) 事業実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為や調査をしてはならない。
 - (4) 豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対しては、平素から気象情報等について十分に注意を払い、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
 - (5) 油類等の危険物を使用する必要がある場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、労働安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受託者は、緊急連絡体制図を整備しなければならない。なお、本事業実施中に事故

等が発生した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

- 5 受託者は、火災予防のため、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。また、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

第12 本事業において特に配慮すべき事項

- 1 法令制限の厳守について

調査地又はその周辺には保安林等に指定されている箇所も含まれているため、現地調査に当たっては、事前に森林調査簿等を確認した上で入林することとし、立木の損傷や土地の形質変更等の行為は行わないものとするが、事業実行のためやむを得ずこれらの行為を行わなければならない場合には、事前に監督職員に届け出その指示に従わなければならない。

なお、受託者は、監督職員の指示無くして国有林野の産物に損害を与えた場合には、委託者の算定する金額をもってその補償をしなければならない。

- 2 情報管理の徹底について

受託者は、希少野生生物に関する個別情報を知り得る立場にあるが、希少野生生物の生息地の保護のため、知り得た情報を漏らしてはならない。

第13 臨機の措置

受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。

第14 履行報告

受託者は、監督職員の指示があった場合は、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第15 資料等の閲覧、支給、貸与及び返却

- 1 発注者は、受託者からの要求があった場合で監督職員が必要と認めたときは、受託者に対し、図面の原図又は電子データ、森林調査簿データ、空中写真、既往文献及び過去の調査報告書等を閲覧又は支給、貸与するものとする。ただし、仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- 2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却しなければならない。
- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 受託者は、仕様書等に定める守秘義務が求められる資料については複製してはなら

ない。

第16 その他

- 1 本事業の実施に当たって不明な点は、監督職員の指示を踏まえ必要な対応をするとともに、作業の進捗状況は逐次監督職員に報告するものとする。
- 2 本仕様書に記載されていない事項又は取扱いについて疑義が生じた場合には、発注者及び受託者が協議の上、決定するものとする。
- 3 受託者は、別添「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、別紙6を参考に人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類等を整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類等については、検査の際に提示しなければならない。

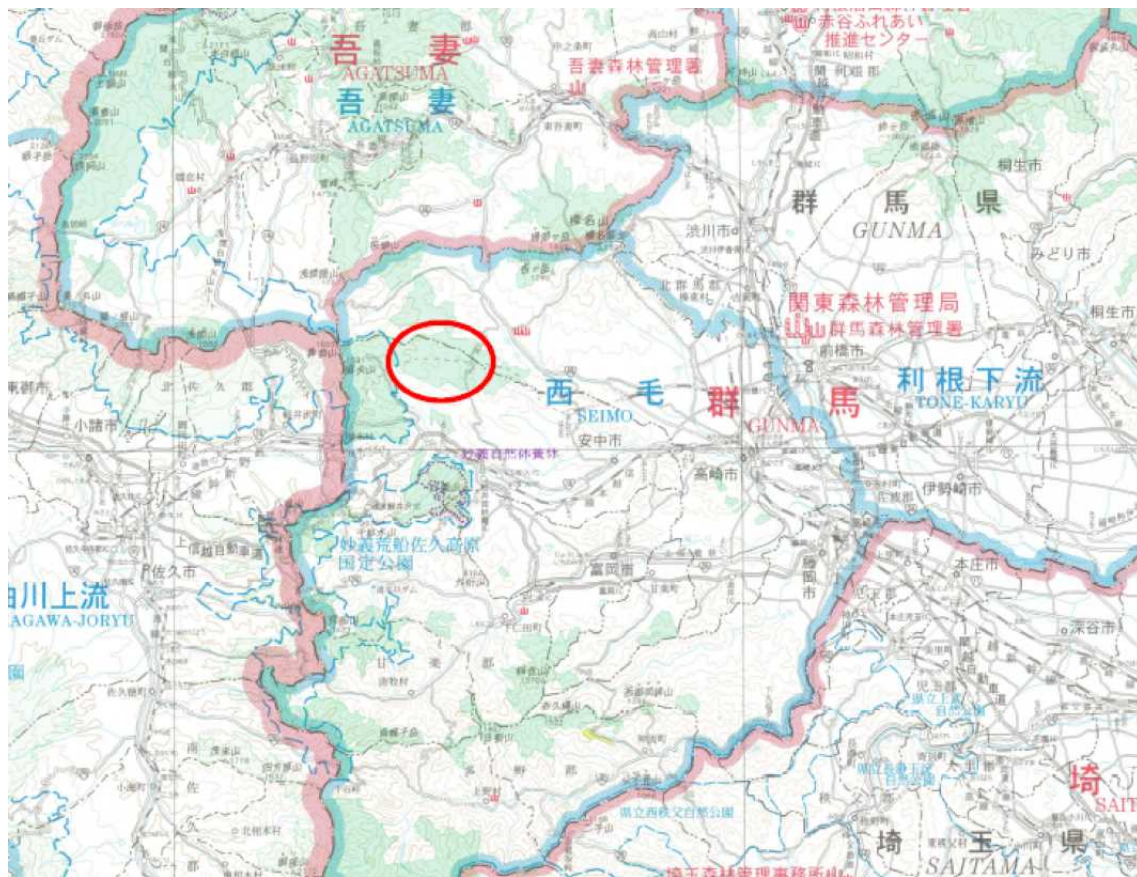
【付属資料】

- 別紙1 位置図
- 別紙2 オオタカモデル森林施業検討委員会設置要領
- 別紙3 オオタカモデル森林施業検討委員会運営要領
- 別紙4 鳥類相調査の調査方法、森林構造調査の調査方法
- 別紙5 位置図（オオタカモデル森林における更新状況調査）
- 別紙6 人件費明細書様式
- 別添1 委託事業における人件費の算定等の適正化について
- 別添2 オオタカ等猛禽類の生息・繁殖状況に係るモニタリング調査実施報告書様式

(別紙 1)

位置図（オオタカモデル森林におけるモニタリング調査）

群馬県安中市増田山外国有林「オオタカモデル森林」



※希少種情報のため、詳細については、群馬森林管理署に おいて閲覧可とする。

「オオタカモデル森林施業検討委員会」
設 置 要 領

1 設置目的

第 6 次地域管理経営計画書（西毛森林計画区）別冊「オオタカモデル森林管理経営計画書」の「4 森林施業検討委員会の設置」において、「森林施業の実施に当たっては、専門家、有識者からなる「オオタカモデル森林施業検討委員会」を群馬森林管理署に置き、森林整備の方針など具体的な森林施業方法等について意見を聴き、順応的管理を行う。」とされている。

また、群馬森林管理署においては、令和 5 年度に、令和 6 年度樹立の第 7 次地域管理経営計画書（西毛森林計画区）別冊「オオタカモデル森林管理経営計画書」の予備編成を行うこととされている。

このため、外部の専門家からなる「オオタカモデル森林施業検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、オオタカモデル森林において木材の持続的な生産を図りつつ、オオタカの生息環境の維持・向上を図るあり方について意見を聴くこととする。

なお、あらかじめ群馬県安中市に所在する群馬森林管理署管内のオオタカモデル森林について、モニタリング調査を行い、調査結果を取りまとめ、評価を行っておくものとする。調査結果、評価をを委員会に報告し、森林施業とオオタカの生息環境の維持・向上の両立について意見を聴取する。

2 委員の構成

委員会は、以下に記す専門分野を考慮した委員 2 名から 3 名により構成することとする。具体の委員の選定にあたっては、事前に監督職員と協議し決定することとし、群馬森林管理署長の意向を十分踏まえるものとする。

委員に求める専門分野

猛禽類研究

森林生態学 等

3 委員会の運営及び検討事項等

別紙「オオタカモデル森林施業検討委員会運営要領」による。

オオタカモデル森林施業検討委員会運営要領

1 委員会の検討事項

委員会は、以下の事項について検討を行う。

- (1) オオタカモデル森林に関する基本的調査方針の検討
 - ア オオタカモデル森林に関する基礎資料の分析
 - イ 基本調査方針の検討
- (2) オオタカモデル森林におけるオオタカ等希少猛禽類の生息環境、繁殖環境の向上のための方策及びオオタカモデル森林の施業方法のあり方等の検討
 - ア オオタカモデル森林におけるオオタカ等希少猛禽類の生息環境、繁殖環境の向上のための方策のあり方等の検討
 - イ オオタカモデル森林の施業法のあり方等の検討
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

2 意見の集約

委員会に、各委員の意見の集約等を行う座長を置くこととする。急を要する事案、委員会を開催することが困難な場合等であって、群馬森林管理署長がやむを得ないと認められる場合にあっては、持ち回りによって委員の意見等の集約を行うことができるものとする。

3 事務局が実施すべき事項

委員会には事務局を置く。事務局は、委員会の開催事務を行うとともに、委員会の指導の下、必要な情報の収集、調査、とりまとめを行うものとし、以下のうち必要な事項について実施する。

- (1) 委員会の開催事務
- (2) 局・署からの情報の整理、関係資料の収集分析
- (3) 委員との連絡、委員への説明
- (4) 現地調査
- (5) 群馬森林管理署への説明

鳥類相調査の調査方法

1 調査の目的

林分の成長や施業によりオオタカの主要な獲物としての鳥類相がどのように変化するかをモニタリングするために調査を行う。

2 調査の時期

繁殖期（令和 5 年 6 月）と非繁殖期（令和 5 年 1 0 月）に行う。
各時期 1 日以上行う。

3 調査の方法

「国有林における緑の回廊のモニタリング調査マニュアル」及び「保護林モニタリング調査マニュアル」を参考とし、「環境省モニタリングサイト 1000、森林・草原の鳥類ガイドブック」を基本とする。

4 調査地の設定

1 箇所当たり中心杭から観察半径を 5 0 m とする。
ただし、調査対象円外の確認も記録する。

5 調査の具体的方法

1 回の調査は 2 0 分間の調査を時間を空けて 2 セット実施する。
範囲内に出現した鳥類を出現位置、高度、種類、羽数を記録する。
2 0 分の調査を 2 分区切りに集計し、範囲内に出現した鳥類を出現位置、高度、種類、羽数、個体数・出現高度等の解析を行う。
録音を行い、種の特定制を行う。
同一個体のダブルカウントを防止するため、1 調査地点に 2 名配置し、確認された鳥類の行動追跡を行う。

6 調査の箇所

鳥類相調査箇所一覧のとおり。

森林構造調査の調査方法

1 調査の目的

林分の成長や施業による林分の現況を把握するために調査を行う。

2 調査の方法

帯線調査法において調査林分の平均的林相の一部を調査して全体に反映させる標準地調査で行う。

帯線調査設定区画（長さ 50 m × 幅 8 m）の起点側及び終点側に長さ 10 m × 幅 8 m の植生調査区画を設置する。

3 調査設定

方形とし、大きさは長さ 50 m、幅 8 m の 400 m²とする。

4 調査項目

現況林分の把握に必要なデータの収集のため、以下の項目について調査を行う。

樹種：木本（H = 2 m 以上：直径 5cm 未満、5cm ~ 18cm、18cm 超え）

：木本、草本（H = 2 m 未満）

本数：H = 2 m 以上は毎木。

H = 2 m 未満は植被率

胸高直径：5 cm 以上毎木

樹高：5 cm 以上、5 cm 未満は樹種の最大高さ

立木位置（X，Y）

樹冠：4 方向の枝長

その他：樹形（頭折れ、曲がり、傾斜木）等

5 全天空写真

全天空写真により光環境を測定する。

6 調査の箇所

森林構造調査箇所一覧のとおり。

鳥類相調査箇所一覧

地点	林小班	環境概要	優占種	施業方法や選定理由
PP5	182ろ2	山脚～山腹平衡面	スギ	間伐（列状間伐） 10 年程度の経過観察
PP7	163に	山腹凸型斜面 （上昇斜面）	スギ	間伐（列状間伐） 10 年程度の経過観察
PP9	175い	山腹凸型斜面 （浸食面）	スギ	伐採後 10 年程度経過した天然更新地の経過観察
PP24	185か	山腹斜面	アブラチャン	伐採後 10 年程度経過した天然更新地の経過観察

* 調査地点については、森林構造調査の地点と同一地点である。

森林構造調査の内容

項目	内容	対象
森林構造調査	各階層の高さ、優占種、植被率、 構成種の被度、群度、 全天空写真	地形や植生タイプ別に4箇所 調査面積は50m×8m

森林構造調査箇所一覧

地点	林小班	環境概要	優占種	施業方法や選定理由
PP5	182ろ2	山脚～山腹平衡面	スギ	間伐（列状間伐） 10 年程度の経過観察
PP7	163に	山腹凸型斜面 （上昇斜面）	スギ	間伐（列状間伐） 10 年程度の経過観察
PP9	175い	山腹凸型斜面 （浸食面）	スギ	伐採後 10 年程度経過した天然更新地の経過観察
PP24	185か	山腹斜面	アブラチャン	伐採後 10 年程度経過した天然更新地の経過観察

* 調査地点については、鳥類相調査の地点と同一地点である。

(別紙 5)

位 置 図 (オオタカモデル森林における更新状況調査)

群馬県安中市増田山外国有林「オオタカモデル森林」 1 7 5 林班内

